



イスタンブル日本人学校財務規則

第1章 総則

<総則>

第1条

本規則は、イスタンブル日本人学校規則(以下学校規則という)第6章・第19条に基づき、学校の財産の取得・処分並びに経理・収入・支出の財務について定める。

<細目>

第2条

本規則に定める以外の学校の財務に関する細目は、運営委員長がその権限と責任において定めることができる。

第2章 財産

<財産>

第3条

本規則で財産とは、固定資産及び耐久性備品をいう。

<固定資産・耐久性備品>

第4条

前条の固定資産とは、構築物・車両・工具・器具・備品等で、耐用年数1年以上で取得価格が1件10万円以上のものをいう。

耐久性備品とは、固定資産に含まれない備品のうち、耐用年数3年以上のもので、次に列挙するものをいう。

机、椅子、戸棚、金庫、黒板、寝台等の備品類

冷暖房機、電話、冷蔵庫等の機械類

掛け図、模型等の耐久性備品、耐久性実験用器具類、並びに体育用具類

コピー機、ワープロ等の事務用具類

<財産の取得・処分>

第5条

第3条の財産の取得・処分は、運営委員会の承認を得て校長が行うこととする。

<財産の管理>

第6条

固定資産は資産表に記録し、耐久性備品は備品表に記録し、校長が管理する。

第3章 収入

<収入>

第7条

収入を次の費目に分ける。校長は収入を予算に編入しなければならない。

補助金／寄付金／入学金／授業料／使用料／借入金／雑収入／繰越金／その他

<寄付金>

第8条

校長が予算作成に際し、又は年度途中において、第7条2の寄付金が必要と判断した場合は、委員長に予算案を提示のうえ承認を得ることとし、委員長は、日本人会に対し寄付依頼を行うこととする。

本校に対する現金等有価証券寄付の申し出があった場合、委員長が申し出の可否を判断することとする。

寄付を受けた場合、校長は予算に組み入れなければならない。

<入学金>

第9条

第7条3号の入学金は、新入学及び転学児童・生徒より徴収するものとし、その額は1家庭US\$500とする。

<授業料>

第10条

第7条4号の授業料は、スクールバスの維持運営費を含み、原則として5、9、12月の最終平日に徴収することとする。

授業料は学校の休業期間についても徴収するものとする。ただし、転出入学児童・生徒の授業料は、転出入学の月の在籍が半数未満の場合は半額、半数以上の場合は全額徴収するものとする。

<使用料>

第11条

第7条5号の使用料は、学校施設を利用する個人または団体から、校長が運営委員会の承認を得て徴収する。

<借入金>

第12条

第7条6号の借入金は、運営委員会の承認を得て、校長が必要に応じて手配するものとする。

第4章 支出

<支出>

第13条

支出を次の費目に分ける。

人件費／施設費／固定資産備品費／教材備品費／消耗品／行事費／水道光熱費／修繕費／
交通費／通信費／保険費／雑費／予備費／積立金／その他

<出張旅費>

第14条

教員の遠隔地出張を必要とするときは、校長は別途旅費支給について基準を定め、執行について運営委員会の承認を得るものとする。

<前払金>

第15条

校長は、物品の購入にあたり、慣行上前払いを必要とするときは、運営委員会の承認を得て前払金を支払うことができる。

<予算費目の変更>

第16条

校長による予算費の他費目への流用は、運営委員会の承認を要する。

第5章 予算

<予算>

第17条

校長は次年度の予算案を2月中旬までに運営委員会に提出し、予算案の説明を行い承認を得なければならない。運営委員長は、運営委員会によって承認された予算案をイスタンブル日本人会に提出し、承認を得なければならない。

第6章 会計及び決算

<予算の執行>

第18条

校長は、運営委員会の承認を得て、予算の執行をするものとする。但し、運営委員長はその承認権限を財務担当委員に委任することができる。

<帳簿の管理>

第19条

校長は、会計諸帳簿を整備・保管し、予算の執行状況を適宜財務担当委員に報告するものとする。

<監査>

第20条

運営委員長は、邦銀の代表者またはそれに準ずる、運営委員会から独立した監査人を選任し、学校の財務・会計および決算報告について監査を求めなければならない。

監査人は運営委員会から独立して、学校の財務・会計が適正に処理されているか監査を行い、決算報告に監査意見を述べなければならない。

<決算>

第21条

毎会計年度終了日を3月31日とし、校長は、必要に応じて財務担当委員の助言を得て決算書を作成し、4月度の運営委員会にて確認を得るものとする。

運営委員長は、速やかに第20条に定められた監査人を選任し、その旨をイスタンブル日本人会に報告するものとする。

運営委員長は、会計年度終了日から2ヶ月以内に、監査済み決算書を、イスタンブル日本人会に提出し、承認を得るものとする。

第7章 改廃

<改廃>

第22条

本規則の改廃は、委員の10分の7以上の出席で成立する運営委員会において、出席委員の10分の8以上の賛成で成立する。

<施行・改正>

第23条

本規則は、平成3年4月1日から施行する。

[平成10年3月4日一部改正](#)

[平成13年3月14日一部改正](#)

[平成14年1月18日一部改正](#)

[平成14年2月15日一部改正](#)

[平成22年4月1日一部改正](#)